

令和7年12月定例教育委員会議事日程

日時 令和7年12月5日(金)

午後3時開議

場所 市川市役所第1庁舎 第3委員会室

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第24号 令和8年度教育振興重点施策の策定について
議案第25号 市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について
報告第19号 市川市長の権限に属する事務の補助執行の報告について
報告第20号 令和7年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第21号 「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に関する臨時代理の報告について
報告第22号 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止についてに関する臨時代理の報告について
報告第23号 市川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに関する臨時代理の報告について
- 5 閉会

令和7年12月定例教育委員会提出議案

議案第24号	令和8年度教育振興重点施策の策定について・・・	教育政策課	1
議案第25号	市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	教育センター	7
報告第19号	市川市長の権限に属する事務の補助執行の報告について・・・・・・・・	教育総務課	11
報告第20号	令和7年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	教育総務課	15
報告第21号	「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	教育政策課	21
		別冊 1	
報告第22号	市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止についてに関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	図書館課	25
報告第23号	市川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに関する臨時代理の報告について・・・・・・・・	学校地域連携推進課	33

議案第 24 号

令和 8 年度教育振興重点施策の策定について

令和 8 年度教育振興重点施策の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

理 由

令和 8 年度における教育の振興を図るため、教育振興重点施策を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 8 年度教育振興重点施策

1 基本的な考え方

市川市教育委員会は、毎年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、市川の教育を更に発展させるため、教育施策の改善・充実に取り組んでいます。

また、令和 7 年 11 月、「市川市教育振興大綱」に基づき更なる教育の振興を図るため、「市川市教育振興大綱向上具体化パッケージ～市川クオリティ・ロゴス～『言葉の力で 未来を拓く 市川の教育』」を市長が策定し、子どもたちの充実した人生の基盤づくりにつながる具体的な取り組みを推進することを宣言しました。

これらを踏まえ、令和 8 年度教育振興重点施策を次のとおりとし、教育の振興を図っていきます。

なお、重点施策の取り組みについては、予算の議決を前提としています。

2 令和 8 年度教育振興重点施策

○ 「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開

〈新教科の設置に向けて〉

総合、国語、英語を一体的に行う教科「(仮称) 言語探究科」のモデルとなるような取り組みを行うことで、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びの実装に向けた取り組みを行います。

〈小中一貫した学校運営を支える体制の活性化〉

中学校ブロックで一体的な学校運営を進めるため、学校単位から、中学校ブロックで一つの学校運営協議会の設置を進めるとともに、他の学校種の関係者の参画を推進します

また、広く委員以外も参加する「拡大学校運営協議会」を開催するとともに、「開催回数」、「委員の選任のあり方」を整理し、学校運営協議会の活性化を図ります。

さらに、学校単位での校種に応じた活動の充実を図るため、小中学校等の地域学校協働活動推進員の複数配置を進めるとともに、授業に地域住民が関わる取り組みや児童生徒が地域行事に参加する取り組みを推進します。

〈「幼保・小・中」連携促進のための体制整備〉

「幼保・小・中」がお互いの取り組みを理解・連携し、子どもの切れ目のない育ちを支える体制を整えるため、市立幼稚園の学校運営協議会に小学校の関係者の参画を進めるとともに、中学校ブロックにおける学校運営協議会に幼児教

育施設の関係者の参画を進めます。なお、中学校ブロックで一つの学校運営協議会を設置するまでの間は、小学校の学校運営協議会に中学校、幼児教育施設の関係者の参画を進めます。

〈小中一貫した教育と環境整備〉

小中一貫教育を推進するため、中学校ブロック単位で小中一貫型小学校・中学校への移行を進めます。

また、計画に基づき宮田小学校の建て替え工事に着手するとともに、第一中学校の建て替えに関する基本構想・基本計画の策定を進めます。

ICT環境の整備については、特別教室のWi-Fi環境の整備、各学校におけるタブレット端末の更新、校務系・学習系ネットワークの統合及びクラウド化、ICT支援員の学校への派遣などを進めます。

また、普通教室・特別教室のエアコンの更新・設置を促進するとともに、小中学校の体育館に停電時自立運転型のエアコンの設置を進めます。

〈保護者等に対する支援の充実〉

学校教材費等の徴収・管理や督促業務、学校教材業者との契約、支払業務について、安全で効率的な仕組みづくりを進めます。

○ 誰一人取り残さない学びの保障

〈包摂的な学びの提供〉

通常学級において、個のニーズに応じた幼保・小・中の切れ目ない学びを実現するため、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を活用します。

また、「校内教育支援センター」の全校設置を継続するとともに、取り組みの優れた学校の支援方法を周知します。

さらに、通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進するとともに、小中学校編入前の外国籍児童生徒に、日本語及び学校生活に必要な日本の生活習慣指導を行う就学前日本語指導教室を充実させます。

〈不登校の子どもに学びの場を提供〉

行徳地区に市内2か所目の「サポートルームふれんど市川」の分室を設置します。

〈特別なニーズに応じた学びの提供〉

小中学校等において、ニーズがあるすべての学校に特別支援学級の設置を促進するとともに、須和田の丘支援学校の児童生徒の増加に対応するため、教室の確保やバスの配置を進めます。

〈日本語指導の充実〉

小中学校等に対し、通訳や日本語指導講師を学校からの要請に応じて派遣する回数を増加させるとともに、外国籍児童生徒と日常的なコミュニケーションを適切にとれるよう翻訳機を増設します。

○ 世界につながる市川版英語教育

〈小中一貫した英語活動・英語教育の充実〉

小学1年生～中学3年生の9年間を見通した児童生徒につけたい力を明確に提示するため、小中一貫した市川市版 CAN-DO リストを策定するとともに、小学1・2年生については、新たに実施する英語の授業内容に応じた教材を作成し、小学3年生～中学3年生については、授業内容に応じ、ICTを基本とした教材の必要性を検討します。

また、小中一貫の英語活動・英語教育のモデル校として「教育課程柔軟化サキドリ研究校」の指定を目指します。

モデル校では、小学1・2年生に、新たに月1回程度、「聞く」「話す」を中心とした英語に慣れ親しむ授業を開始するとともに、小学3～6年生の授業には、ALTが週1回程度参加します。

また、小学校全校においてALTを1名配置するとともに、中学校では、週1回のALT参加授業を週1.5回程度とします。

さらに、小中学校等において、年1回、多数のALTが参加する「全校英語 DAY」を実施します。

〈就学前からの英語に触れる機会の提供〉

こどもとしょかんにおいて、英語図書の読み聞かせを実施します。

○ 乳幼児期からはじまる読書環境の充実

〈図書館運営と機能の充実〉

デジタル化された書籍などの資料を利用できる電子図書館を導入するとともに、点字図書や音訳図書を導入するなど、読書バリアフリーを推進します。

また、北部地域を中心に巡回する自動車図書館（軽自動車）を増便します。

〈乳幼児期の読書活動の推進〉

絵本専門士や認定絵本士などによる「読み聞かせ」や「プレゼン大会（ブックトーク）」を実施するとともに、就園前家庭へ「司書おすすめ資料リーフレット」の配布や、幼児教育施設へ「出張おはなし会」の実施などの支援を行います。

また、行徳図書館において「大型絵本」・「大型紙芝居」の貸出、自動車図書館において市川市内幼稚園・保育園を対象に「大型絵本」の配本・貸出を行います。

〈図書館と学校を結ぶネットワークの強化〉

中央図書館の図書資料や情報を学校と共有するため、公共図書館と学校とを結ぶネットワークを活用するとともに、中央図書館から、学校（公私立小中学校等）への配本サービス（学級文庫）を行います。

また、「出張おはなし会」の周知・実施や、「リサイクルブック市」へ学校を招待する取り組みを進めます。

さらに、学校図書館の整備や読み聞かせの方法などについて、図書館司書が学校司書を支援します。

〈新聞を活用した授業の推進〉

小学校に2紙以上、中学校に3紙以上（第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」）の新聞を配備し、授業での活用を促進します。

○ 心も体も健康的な子どもを育む環境整備

〈学校給食・食育の充実〉

食材の価格高騰に対応し、給食の質と量を確保するとともに、市内在住の国公立特別支援学校在籍の児童生徒（約200名）に対し、給食費に相当する額を補助します。

また、食育の全体計画に沿って、教科横断的な食育を推進するほか、月に1回の「和食の日」を実施し、児童生徒の味覚を育てることを大切にするとともに、だしを味わうことや郷土料理を知ること等を通して、和食文化を学ぶ機会を設けます。

〈学校防犯対策の充実〉

小学校、義務教育学校へ電子錠の導入を進めます。

〈部活動の地域展開〉

部活動の地域展開の試行エリアを全市とし、70の運動部活動に拡大するとともに、文化部活動（合唱部）の実証を開始します。

また、ロードマップに沿って運動部活動の休日の地域展開を実施します。

〈放課後活動の充実・朝の居場所の確保〉

家庭環境を問わず、放課後活動の充実を図るため、校内交流型及び連携型での放課後保育クラブと放課後こども教室の連携を促進します。

また、放課後保育クラブについて、長期継続契約が満了する令和9年度以降の委託先のあり方（日本版DBS対応を含む）を検討し、方向性を決定します。

さらに、学校・地域の状況に応じて、小学校の始業前に子どもたちが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所を確保します。

〈市川市少年自然の家における自然体験活動の充実〉

市川市少年自然の家の今後のあり方の整理・検討を進めます。

また、市川市少年自然の家に教員出身者を配置するとともに、小学5年生を対象とした宿泊体験モデルプランを作成し、希望校の受入れを進めます。

○ 人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくり

〈社会教育施設の整備〉

利用者の安全確保と利便性の向上のため、公民館、生涯学習センター、考古博物館、歴史博物館、自然博物館の施設改修等を適切に行います。

〈文化財レガシーの継承・発展〉

企画展の開催や文化財の保存・活用などを通じて、本市の文化財レガシーを継承・発展させ、市民の文化財への興味関心を高めます。

〈多世代が参画した社会教育活動の推進〉

地域や学校と連携した取り組みにより、社会教育活動への子ども・若者の参画を促し、社会教育人材の発掘・確保に努めるとともに、講習の開催などを通じて、社会教育人材の育成を行います。

令和7年12月 日

市川市教育委員会

議案第 25 号

市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について

市川市少年センター設置条例施行規則を一部改正したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 5 日 提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

理 由

昨今、P T A に加入する者が減少していることに伴い適切に確保することが困難となっている実態を踏まえ、これを見直す必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

市川市少年センター設置条例施行規則（昭和44年教育委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「PTA会員」を「児童又は生徒の保護者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(補導員) 第4条 条例第9条に規定する補導員は、次に掲げる者のうちから 教育委員会が委嘱する。 (1) <u>P T A 会 員</u> (2)～(4) (略)</p>	<p>(補導員) 第4条 条例第9条に規定する補導員は、次に掲げる者のうちから 教育委員会が委嘱する。 (1) <u>児童又は生徒の保護者</u> (2)～(4) (略)</p>

報告第 19 号

市川市長の権限に属する事務の補助執行の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 7 年 1 月 19 日に別紙のとおり、市川市長の権限に属する事務の補助執行について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

市川第 20251117-0227 号
令和 7 年 1 1 月 1 9 日

市川市長 田中 甲 様

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人



市長の事務の補助執行について（承諾）

令和 7 年 1 1 月 1 7 日付け市川第 20251111-0154 号「市長の事務の補助執行
について（協議）」にて申し入れのありました標記の件について、下記のとおり
承諾いたします。

記

- 1 補助執行する市長の権限に属する事務
債務弁済契約公正証書の契約行為
- 2 補助執行する職員
市川市教育委員会事務局学校教育部の職員
- 3 実施日
令和 7 年 1 1 月 2 6 日

市川第 20251111-0154 号

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人 様

市川市長 田 中



市長の事務の補助執行について（協議）

当職の権限に属する事務の一部について、貴委員会の補助機関たる職員に補助執行していただきたいので、地方自治法第 180 条の 2 の規定により貴委員会に協議を申し入れます。

記

- 1 貴委員会の補助機関たる学校教育部の職員に補助執行させる事務
債務弁済契約公正証書の契約行為
- 2 実施日
貴委員会の承認のあった日から実施するものとする。

市川市長の事務の補助執行に関する協議書

市川市長（以下「市長」という。）の権限に属する次に掲げる事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の協議により、教育委員会の補助機関である職員に補助執行させるものとする。

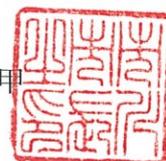
債務弁済契約公正証書の契約行為

この協議を証するため、本書を2通作成し、市長及び教育委員会にて各1通を保管するものとする。

令和7年11月19日

市川市長

田中 甲



市川市教育委員会教育長

高木 秀 人



報告第20号

令和7年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により令和7年11月12日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月5日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

市川第 20251112-0288 号

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

市川市長 田中 甲 様

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人



議案の作成に係る意見聴取について（回答）

令和 7 年 1 1 月 7 日付け、市川第 20251107-0124 号にて意見を求められた下記の市議会提出議案について、異議はありません。

記

提出議案

- (1) 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
- (2) 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）（うち教育に関する事務に係る部分）

令和 7 年 1 1 月 7 日

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人 様

市川市長 田 中 甲



議案の作成に係る意見聴取について

令和 7 年 1 2 月市川市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、下記議案の作成について貴教育委員会の意見を求めます。

記

提出議案

- (1) 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
- (2) 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）（うち教育に関する事務に係る部分）

令和7年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育に関する事務に係る部分)

1. 歳入歳出予算補正

歳 入

款・項・目	金額(千円)	説 明
14. 国庫支出金	236,183	
1. 国庫負担金	△ 79,000	
3. 教育費国庫負担金 (教育施設課)	△ 79,000	1. 小学校費国庫負担金 △ 79,000,000 円 ◎公立学校施設整備費負担金 △ 79,000,000 円
2. 国庫補助金	315,183	
6. 教育費国庫補助金 (教育施設課)	315,183	3. 中学校費国庫補助金 315,183,000 円 ◎学校施設環境改善交付金 315,183,000 円
17. 寄附金	4,154	
1. 寄附金	4,154	
2. 指定寄附金 (義務教育課) (生涯学習振興課) (図書館課)	4,154	1. 指定寄附金 4,154,000 円 ◎奨学資金事業指定寄附金 2,000,000 円 ◎公民館用備品購入事業指定寄附金 1,000,000 円 ◎図書館用備品購入事業指定寄附金 1,154,000 円
21. 市債	355,100	
1. 市債	355,100	
9. 教育債 (教育施設課)	355,100	1. 小学校債 △ 104,700,000 円 ◎義務教育施設整備事業債 △ 104,700,000 円 2. 中学校債 459,800,000 円 ◎義務教育施設整備事業債 459,800,000 円
歳入合計	595,437	

※補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、43億3,995万4千円となる。

歳 出

款・項・目	金額(千円)	説 明
11. 教育費	655,325	
1. 教育総務費	756	
2. 事務局費 (義務教育課)	756	18. 負担金補助及び交付金 756,000 円 ◎交付金 ・奨学資金 756,000 円
2. 小学校費	△ 189,585	
1. 学校管理費 (教育総務課) (教育施設課)	△ 190,350	10. 需用費 30,000,000 円 ◎施設修繕料 30,000,000 円 (小学校校舎等施設維持修繕料) 14. 工事請負費 △ 222,850,000 円 ◎新設工事費 ・大洲小学校校舎整備事業費本年度支出額 △ 282,850,000 円 ◎改修工事費 ・校舎等改修工事費 60,000,000 円 (屋内運動場冷暖房機設置工事) 17. 備品購入費 2,500,000 円 ◎学校用備品費 ・管理用 2,500,000 円 (次年度に見込まれるクラス増に伴う教卓・ロッカー等増)
2. 教育振興費 (指導課)	765	18. 負担金補助及び交付金 765,000 円 ◎交付金 ・行事参加児童交付金 765,000 円 (児童が文化的行事に参加した際に要する諸費用)
3. 中学校費	802,000	
1. 学校管理費 (教育総務課) (教育施設課)	802,000	10. 需用費 25,000,000 円 ◎施設修繕料 25,000,000 円 (中学校校舎等施設維持修繕料) 14. 工事請負費 775,000,000 円 ◎改修工事費 ・校舎等改修工事費 775,000,000 円 (屋内運動場冷暖房機設置工事) 17. 備品購入費 2,000,000 円 ◎学校用備品費 ・管理用 2,000,000 円 (次年度に見込まれるクラス増に伴う教卓・ロッカー等増)

6. 社会教育費	42,154	17. 備品購入費	1,000,000 円
3. 公民館費 (生涯学習振興課)	1,000	◎事業用機械器具費 (寄附受入に伴う陶芸窯等の購入)	1,000,000 円
4. 図書館費 (図書館課)	1,154	10. 需用費	1,036,000 円
		◎消耗品費 ・図書等 (寄附受入に伴う図書等の購入)	1,036,000 円
		17. 備品購入費	118,000 円
		◎事業用機械器具費 (寄附受入に伴う書架の購入)	118,000 円
9. 生涯学習センター費 (図書館課)	40,000	10. 需用費	40,000,000 円
		◎施設修繕料 (生涯学習センター冷却塔修繕料)	40,000,000 円
歳出合計	655,325		

※補正後の教育費全体の合計額は、182億4,671万5千円となる。

2. 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
教育費	小学校費	大洲小学校 校舎整備事業	780,000	5	0	780,000	5	0
				6	45,430		6	45,430
				7	734,570		7	451,720
				8	282,850		8	282,850

3. 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 千円
教育費	小学校費	小学校営繕事業	63,435
	中学校費	中学校営繕事業	775,000
	社会教育費	生涯学習センター維持管理事業	40,000

4. 債務負担行為補正

追 加

事項	期 間	限 度 額 千円
1 須和田の丘支援学校スクールバス 送迎委託費(令和7年度)	自 令和7年度 至 令和9年度	45,000
2 学校保健定期健康診断委託費 (令和7年度)	自 令和7年度 至 令和8年度	42,000
3 放課後保育クラブ指定管理料 (令和7年度)	自 令和7年度 至 令和8年度	400,000

5. 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前の限度額 千円	補正後の限度額 千円
教育費	1,511,700	1,866,800

報告第 2 1 号

「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 1 月 1 2 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人

令和 7 年 11 月 12 日

市川市長 田中 甲 様

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人



「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に係る意見聴取について（回答）

令和 7 年 11 月 11 日付け、市川第 20251111-0347 号にて意見を求められた「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」に下記の内容を追加することについて、異議はありません。

記

追加内容

- (1) 重点方針 1, 3, 4 小中一貫した教科「(仮称) 言語探究科」の新設
- (2) 重点方針 2 包摂的な学びの提供
- (3) 重点方針 3 オリジナルテキストの検討・作成
- (4) 重点方針 3 英語の発表機会の充実

令和 7 年 1 月 1 日

市川市教育委員会
教育長 高木 秀人 様

市川市長 田中 甲



「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に係る意見聴取について

令和 7 年 1 月 4 日に開催した総合教育会議で協議した「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」について、協議結果を踏まえ、下記の内容を追加することとしました。このことについて、貴教育委員会の意見を求めます。

記

追加内容

- (1) 重点方針 1, 3, 4 小中一貫した教科「(仮称) 言語探究科」の新設
- (2) 重点方針 2 包摂的な学びの提供
- (3) 重点方針 3 オリジナルテキストの検討・作成
- (4) 重点方針 3 英語の発表機会の充実

報告第 2 2 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止についてに
関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の
規定により令和 7 年 1 1 月 1 2 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条第
2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

市川市教育委員会
教育長 高 木 秀 人

市川第 20251112-0288 号

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

市川市長 田中 甲 様

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人



議案の作成に係る意見聴取について（回答）

令和 7 年 1 1 月 7 日付け、市川第 20251107-0124 号にて意見を求められた下記の市議会提出議案について、異議はありません。

記

提出議案

- (1) 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
- (2) 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）（うち教育に関する事務に係る部分）

令和 7 年 1 1 月 7 日

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人 様

市川市長 田 中 甲



議案の作成に係る意見聴取について

令和 7 年 1 2 月市川市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、下記議案の作成について貴教育委員会の意見を求めます。

記

提出議案

- (1) 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
- (2) 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）（うち教育に関する事務に係る部分）

議案第 29 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（市川市手数料条例の一部改正）

2 市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定により多目的サービスを提供するとき及び」を削り、「同条例第 2 条第 1 項第 1 号アからエまで」を「交付することができる次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市県民税に関する証明書
- (2) 固定資産税に関する証明書
- (3) 納税証明書

- (4) 戸籍証明書
- (5) 住民票の写し
- (6) 印鑑登録証明書

(市川市印鑑条例の一部改正)

- 3 市川市印鑑条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書、第2項及び第3項を削る。

第9条の2を削る。

第12条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「前2項」に、「個人番号カードを」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この項において「個人番号カード」という。）を」に改め、「前項に規定する」を削り、同項を同条第3項とする。

第13条第1項中「前条第4項及び第5項」を「前条第3項」に改め、同項第1号中「又は窓口対応住基カード」を削る。

第20条ただし書中「第12条第1項本文及び第2項」を「第12条第1項本文」に改める。

(市川市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の市川市印鑑条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項ただし書の規定により同項本文に規定する印鑑登録証（以下「印鑑登録証」という。）の交付を受けていない者又は旧条例第9条の2の規定により印鑑登録証を返納している者であって、旧条例第7条第3項の規定による印鑑登録証の交付を受けていないものに係る同条第2項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、令和8年1月1日以後も、なおその効力を有する。

(市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第

22号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項ただし書を削る。

第14条第1項中「第6条第3項本文」を「第6条第3項」に改め、「又は館外貸出対応住基カード」を削る。

(市川市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成20年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書を削る。

第9条第1項中「第11条第3項本文」を「第11条第3項」に改め、「又は館外貸出対応住基カード」を削る。

理 由

全ての住民基本台帳カードは令和7年12月31日までに効力を失うことから、同カードを利用して提供するサービスを定める本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

報告第 2 3 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 7 年 1 1 月 1 2 日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

市川市教育委員会

教育長 高 木 秀 人

市川第 20251112-0288 号

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

市川市長 田中 甲 様

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人



議案の作成に係る意見聴取について（回答）

令和 7 年 1 1 月 7 日付け、市川第 20251107-0124 号にて意見を求められた下記の市議会提出議案について、異議はありません。

記

提出議案

- (1) 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
- (2) 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）（うち教育に関する事務に係る部分）

令和 7 年 1 1 月 7 日

市川市教育委員会

教育長 高木 秀人 様

市川市長 田 中 甲



議案の作成に係る意見聴取について

令和 7 年 1 2 月市川市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、下記議案の作成について貴教育委員会の意見を求めます。

記

提出議案

- (1) 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
- (2) 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）（うち教育に関する事務に係る部分）

議案第 3 1 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 4 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「若しくは法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)」を加える。

第 2 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 3 0 条第 1 項及び第 2 項、第 3 2 条第 1 項及び第 2 項、第 4 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 8 条第 1 項及び第 2 項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

(市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正)

第2条 市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「又は第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)」を加え、同条第2項及び第3項各号中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

(市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加え、同条第5項ただし書中「補助者」を「補助員」に改める。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正による地域限定保育士制度の創設により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係条例において地域限定保育士に関する規定の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

市川市

教育振興大綱具体化パッケージ

～市川クオリティ・ロゴス～

「言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」

令和7年11月

市川市長

<宣言>

市川市立小中学校等の全校において、高校や社会につながる充実した人生の基盤づくりに責任を持ちます。

市川市では令和5年1月に策定した「市川市教育振興大綱」に基づき、子どもたちが生きる力を身に付け、明るい未来に向かって進むことができるように「『生きる力』の育成と健康寿命の延伸」、「誰一人取り残すことなくすべての子どもたちが安心して学べる環境の整備」、「子どもたちに夢や希望を与える質の高い教育の提供」に取り組んで参りました。

一方、グローバル化の進展、先端技術の急速な発展に伴う教育DX、特別な支援を要する児童生徒の増加、学校施設の老朽化など、教育を取り巻く環境が大きく変化している中で、直面する教育課題に対応するためには、「市川市教育振興大綱」に基づき更なる教育の振興を図ることが求められます。

特に、中学校までの学校教育を提供する市川市においては、中学校卒業までに、高校や社会につながる学力の基盤の形成と豊かな心、健康な体の育成を図ることが重要です。

そこで、市立小中学校等の全校において、充実した人生の基盤づくりに責任を持つことを宣言し、～市川クオリティ・ロゴス～「言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」を将来像として、小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設などの具体的な取り組みを推進するため「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」を策定いたします。

すべての子どもが、それぞれのニーズに応じた教育を享受し、健全な育成を図ることは、市川市の明るい未来に直結するものであります。

この実現に向け、本パッケージの基で学校教育の学びの質を向上させるため、市長として、教育委員会とともに子どもたちの学びや育ちに責任を持ち、十分な連携の基で、誇りを持てる教育政策を推進して参ります。

令和7年11月

市川市長 田中 甲



基本的な考え方

1 策定経緯

「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」（以下、「パッケージ」という。）は、教育の振興を図るため重点的に講ずべき施策や事業、その予算などについて市長と教育委員会が方向性を共有し、一致して執行にあたる必要があります。そのため、市川市総合教育会議（教育行政に市民の意向をよりの確に反映させるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第1項に定める市長と教育委員で構成する会議）において市長と教育委員会が協議・調整を行い、策定に至ったものです。

年 月	策定作業
令和7年7月	○第1回 市川市総合教育会議 ・「市川市教育振興大綱」の取組状況を共有 ・教育委員会から市長へ「5つの保護者支援の充実・負担軽減策」を提案 ・市長が教育委員会からの提案を尊重し、教育委員会へ「市川市教育振興大綱」推進に向けた、教育施策の具体化を5つの観点から整理するよう指示 ・教育施策の具体化を踏まえ、大綱の期間を1年延長
令和7年11月	○第2回 市川市総合教育会議 ・教育委員会が5つの観点を踏まえ、「5つの重点方針」を示した「パッケージ（骨子案）」を提出 ・「パッケージ（骨子案）」の協議・調整 ○具体化パッケージの策定 ・「パッケージ（骨子）」を基に市長がパッケージを策定

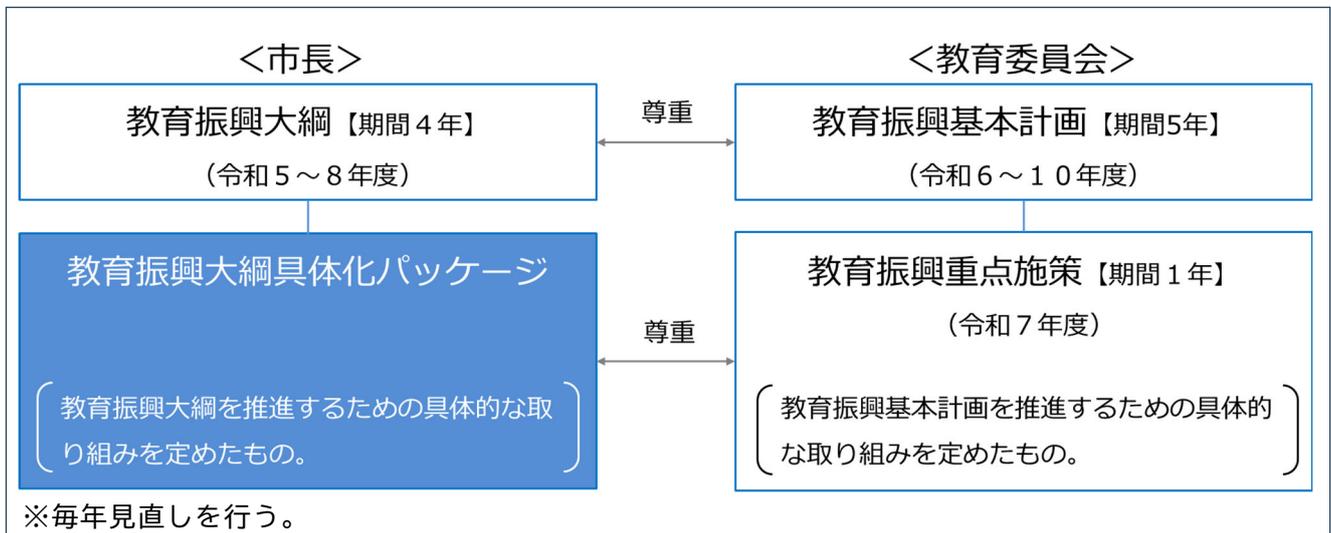
2 パッケージの位置づけ・大綱・計画とパッケージの関係

教育に関する施策は、「市川市教育振興基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき総合的に取り組むことを基本としつつ、本パッケージは、「市川市教育振興大綱」（以下、「大綱」という。）を推進するため重点的に講ずべき施策と具体的な取り組みを定めたものです。

取り組みを実効性の高いものとするため、教育課題や社会情勢等の変化を踏まえ、原則、本パッケージは毎年見直しを行うこととします。

「大綱」と「基本計画」が尊重関係にあることを踏まえ、大綱を推進する具体的な取り組みを定めた「パッケージ」と基本計画を推進する具体的な取り組みを定めた「教育振興重点施策」も尊重関係にあります。

<パッケージの位置づけイメージ>



○市川市教育振興大綱

市政を担う市長の立場から教育に対する考えをメッセージで示したものです。

現大綱は総合教育会議で協議・調整を行い、令和5年1月に市長が策定しました。

○市川市教育振興基本計画

学校教育、社会教育も含めた教育全般の施策を総合的かつ体系的に整理したものです。

現計画は、教育振興審議会での諮問・答申を経て、令和6年1月に教育委員会が策定しました。

「大綱に定める3つの基本方針」と「基本計画に定める3つの方針」、「パッケージに定める5つの重点方針及び施策」の関係は以下のとおりです。

〈大綱・計画とパッケージの関係〉

市川市 教育振興大綱		市川市 教育振興基本計画		パッケージ 5つの重点方針	
【方針1】子どもたちの可能性を引き出す教育	1 確かな学力の育成	【基本方針1】「生きる力」の育成と健康寿命の延伸 (1) 生活習慣の改善を促し、心も体も健康的な子どもを育みます。 (2) 子どもたちの食の環境を守り、笑顔と活力あふれる毎日を送れるようにします。 (3) 子どもから大人まで誰もが生涯にわたって地域で暮らせる環境を整えます。	【基本方針2】誰一人取り残すことなくすべての子どもたちが安心して学ぶ環境の整備 (1) 一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる豊かな学びを実現します。 (2) 多様性を尊重し、お互いに支え合い、認め合う共生社会の実現を推進します。 (3) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちがどうも夢や希望にあふれる明るい未来を目指します。	【基本方針3】子どもたちに夢や希望を与える質の高い教育の提供 (1) 幼保小の連携や小中一貫教育を推進し、学びと育ちの連続性を確保します。 (2) 教育の場へ多様な人材が参加することで、未来を担う人づくりを上げていきます。 (3) 豊かな子どもたちの成長のための教職員の高忙化を解消し、子どもたち一人ひとりに寄り添える環境を整えます。	「中学校卒業まで」 学びの連続性の 全校展開
	2 豊かな心の育成				
【方針2】学びの質の向上と学びの保障の実現	3 健やかな体の育成	・ 学校給食・食育の充実	・ 小中一貫の英語活動・英語教育カリキュラムの策定 ・ オリジナルテキストの検討・作成 ・ 就学前から小学校における生きた英語に触れる機会の提供 ・ 中学校における英語教育の充実 ・ 中学生に英語外部検定試験の受検を支援 ・ 英語の発表機会の充実	・ 小中一貫した教科「(仮称)言語探求科」の新設 ・ 「幼保・小・中」連携促進のための学校運営を支える体制の整備	
	4 社会の変化に対応できる 資質・能力の育成				・ 市川市少年自然の家における自然体験活動の充実
【方針3】ともに支え合う学びの環境整備	5 ICTの活用推進	・ 部活動の地域展開	・ 小中一貫した教育と時代に即した学校施設の整備 ・ ICT環境の整備 ・ すべての教室と体育館へのエアコン設置 ・ 保護者等に対する支援の充実	・ 保護者等に対する支援の充実 (学校徴収金の透明性の確保)	
	6 指導体制・教育環境の整備				
【方針3】ともに支え合う学びの環境整備	7 多様な教育ニーズへの対応	・ 学校運営を支える体制の活性化 ・ 図書館運営と機能の充実 ・ 乳幼児期の読書活動の推進	・ 包括的な学びの提供 ・ 不登校の子どもに学びの場を提供 ・ 特別なニーズに応じた学びの提供 ・ 日本語指導の充実	・ 放課後活動の充実・朝・朝の居場所の確保	
	8 家庭・学校・地域の連携と協働の推進				
【方針3】ともに支え合う学びの環境整備	9 生涯にわたる学び	・ 図書館と学校を結ぶネットワークの強化 ・ 新聞を活用した授業の推進	・ 学校防犯対策の充実		
	10 文化財の保護・活用と調査				

4 パッケージの概要

<宣言> ～市川クオリティ・ロゴス～ 「言葉の力で未来を拓く市川の教育」

市川市立小中学校等の全校において、高校や社会につながる充実した人生の基盤づくりに責任を持ちます。

5つの重点方針

1. 「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開

将来像 ～市川シームレス15～

○15年間地域に見守られながら切れ目ない学習環境の享受

- ①小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設
- ②学校運営を支える体制の活性化
- ③「幼保・小・中」連携促進のための学校運営を支える体制の整備
- ④小中一貫した教育と時代に即した学校施設の整備

2. 誰一人取り残さない学びの保障

将来像 ～市川レフト ビバインド0～

○すべての子どもが学校内外で自分にあった学びの場を享受

- ①包括的な学びの提供
- ②不登校の子どもに学びの場を提供
- ③特別なニーズに応じた学びの提供
- ④日本語指導の充実

3. 世界につながる市川版英語教育

将来像 ～市川ターゲット70～

○7割以上の子どもが中学校卒業時までに英検3級レベルの英語力を取得

- ①【再掲】小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設
- ②小中一貫した英語活動・英語教育カリキュラムの策定
- ③オリジナルテキストの検討・作成
- ④就学前から小学校における生きた英語に触れる機会の提供
- ⑤中学校における英語教育の充実
- ⑥中学生に英語外部検定試験の受検を支援
- ⑦英語の発表機会の充実

⑤ICT環境の整備

⑥すべての教室と体育館へのエアコン設置

⑦保護者等に対する支援の充実

4. 乳幼児期からはじまる読書環境の充実

将来像 ～市川リーディング100～

○すべての子どもが1か月に1冊以上の読書習慣を取得 (不読率※0%)

- ①【再掲】小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設
- ②図書館運営と機能の充実
- ③乳幼児期の読書活動の推進
- ④図書館と学校を結ぶネットワークの強化
- ⑤新聞を活用した授業の推進

※小学生(4～6年生) 8.5%
中学生 2.3、4%
(令和6年学校読書調査)

5. 子どもの健康と安全・安心の確保

将来像 ～市川ウェルビーイング1～

○「健康寿命日本一のみち」で健康な心と体を育成

- ①学校給食・食育の充実
- ②学校防犯対策の充実
- ③部活動の地域展開
- ④放課後活動の充実・朝の居場所の確保
- ⑤市川市少年自然の家における自然体験活動の充実

重点方針

1. 「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開

将来像

～市川シームレス15～

○15年間地域に見守られながら切れ目ない学習環境の享受

○充実したICT環境など、時代に即した快適な学校施設を提供

小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設

多様な子ども達の主体的・対話的で深い学びを確かなものとするためには、情報活用能力と探究の連携した取り組みや総合を中核として、言語能力を育成する取り組みを小学校と中学校が連携して進めることが重要です。そこで、相乗的な資質・能力の育成を図るため、複数の関連性のある教科を一体的に行う小中一貫した教科を新設します。

【具体的な取り組み】

取組内容			取組期間
総合、国語、英語を一体的に行う教科「(仮称)言語探究科」を新設することで、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びを実装する。 (令和8年度から試行実施、令和9年度から教育課程特例校制度を活用し本格実施を目指す。)			令和8年度～
対象	統合教科	新教科	
小1・小2	国語・英語	(仮称)言語探究科	
小3～小6	総合・国語・英語		
中1～中3	総合・国語・英語		

学校運営を支える体制の活性化

社会全体で児童生徒の健やかな成長を切れ目なく支えるためには、小中学校の教育目標やビジョンを地域と共有できる組織的な仕組みが重要です。そこで、学校を単位として行われてきたこれまでの学校運営協議会制度を小中一貫教育を推進する組織に発展させます。また、学校と地域との連絡調整機能を強化するとともに、より多くの地域住民等が参加した多様な地域学校協働活動を実施します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
中学校ブロックで一体的な学校運営を進めるため、学校単位から、中学校ブロックで一つの学校運営協議会を設置する。	令和8～9年度
広く委員以外も参加する「拡大学校運営協議会」を開催するとともに、「開催回数」、「委員の選任のあり方」を整理し、学校運営協議会の活性化を図る。	令和8年度～
学校単位での校種に応じた活動の充実を図るため、小中学校の地域学校協働活動推進員の複数配置を進めるとともに、授業に地域住民が関わる取り組みや児童生徒が地域行事に参加する取り組みを進める。	令和7年度～

「幼保・小・中」連携促進のための学校運営を支える体制の整備

地域や社会で子どもの切れ目ない学びや育ちを支える体制を整えるためには、「幼保・小・中」がお互いの取り組み等を理解し、連携することが重要です。そこで、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となる学校運営協議会に、他の学校種の関係者が参画する体制を構築します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
市立幼稚園の学校運営協議会に小学校の関係者の参画を進める。	令和7年度～
中学校ブロックで一つの学校運営協議会を設置するまでの間、小学校の学校運営協議会に中学校、幼児教育施設の関係者の参画を進める。	令和7～9年度
中学校ブロックにおける学校運営協議会に幼児教育施設の関係者の参画を進める。	令和8年度～

小中一貫した教育と時代に即した学校施設の整備

中学卒業までつながる学びを確立するためには、小中学校の連続性の確保とそれを実現する施設や条件整備が重要です。そこで、小中一貫教育推進のための体制等を整えるとともに、老朽化対策として建て替えを計画的に進めます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小中一貫教育を推進するための学校のあり方や建て替えの考え方を整理し、「市川市学校環境基本計画」を改定する。	令和7年度
小中一貫教育を推進するため、中学校ブロック単位で小中一貫型小学校・中学校への移行を進める。義務教育学校への移行は学校運営協議会の合意形成が図られたところから進める。	令和7年度～
義務教育学校への移行が難しい学校について、特認校制度等を導入する。	令和9年度～
着手済の宮田小の建て替えを進めるとともに、計画に基づき第一中、市川小、第二中、八幡小の建て替えを進める。	令和7年度～

ICT環境の整備

教育の質を向上し、情報活用能力の向上と主体的・対話的で深い学びの充実を図るためには、児童生徒の学習基盤となる ICT 環境を整えることが重要です。そこで、タブレット端末の更新やネットワーク整備をはじめとする ICT 環境を整えます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
特別教室の Wi-Fi 環境を整備する。	令和7～9年度
各学校におけるタブレット端末を更新する。	令和7年度～
校務系・学習系ネットワークの統合及びクラウド化を整備する。	令和7～9年度
ICT 支援員の学校への派遣回数を増加させる。	令和8年度～

すべての教室と体育館へのエアコン設置

学校施設が、児童生徒の学習・生活の場として、また災害時の避難所としての役割を果たすためには、児童生徒や教職員、避難所を利用する方が快適に過ごせる環境を整えることが重要です。そこで、教室や避難所となる体育館のエアコンの設置を進めます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
普通教室・特別教室のエアコンを更新・設置する。	令和7～10年度
小中学校の体育館に停電時自立運転型のエアコンの設置を進め、未設置校35校の設置を完了する。	令和7～8年度

保護者等に対する支援の充実

学校教育の機会均等を確保するためには、保護者の経済的な負担軽減を図るなど、家庭への支援が重要です。そこで、教材等の公費負担を進めるとともに、市立学校に対する市内統一の保護者からの問い合わせ窓口を設置し、保護者が問い合わせをしやすい環境を整えます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
学校教材費等の徴収・管理や督促業務、学校教材業者との契約、支払業務について、各学校から教育委員会への事務の移行を進める。	令和8年度～
保護者等負担で毎年購入していた教材等の一部を学校備品として整備を進める。	令和9年度～
市内統一の問い合わせ窓口としてコールセンターを設置し、市立学校に対する各種問い合わせに対応する。	令和9年度～

2. 誰一人取り残さない学びの保障

将来像

～市川レフト ビハインド0～

○すべての子どもが学校内外で自分にあった学びの場を享受

包摂的な学びの提供

多様性を包摂する学校教育を実現するためには、多様な個性や特性を持つ子どもと一緒に学ぶ機会を提供することが重要です。そこで、個々のニーズに応じた支援を行うなど、不登校や特別な支援、日本語指導等が必要な子どもたちも含めたすべての子どもが学ぶことができる支援体制や教育活動の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
通常学級において個々のニーズに応じた幼保・小・中の切れ目ない学びを実現するため、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を活用する。	令和7年度～
「校内教育支援センター」の全校設置を継続するとともに、取り組みの優れた学校の支援方法を周知する。	令和7年度～
通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進する。	令和7年度～
小中学校編入前の外国籍児童生徒に、日本語及び学校生活に必要な日本の生活習慣指導を行う就学前日本語指導教室を充実させる。	令和7年度～

不登校の子どもに学びの場を提供

不登校児童生徒に学びを保障するためには、将来を見据えた必要な支援や個々の児童生徒の状況に応じて学びを選択できる環境を整えることが重要です。そこで、児童生徒、保護者のニーズに応じた新たな施設の検討・設置を行います。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
市内2か所目の「サポートルームふれんど市川」の分室を設置する。	令和8年度

特別なニーズに応じた学びの提供

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個性を伸ばし、持てる力を最大限に高めるためには、生活や学習上の困難を克服し、適切な指導及び支援を行うことが重要です。そこで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の提供を行います。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小中学校及び義務教育学校において、ニーズがあるすべての学校に特別支援学級の設置を促進する。	令和7年度～
須和田の丘支援学校の児童生徒の増加に対応するため、教室の確保やバスの配置を進める。	令和7年度～

日本語指導の充実

外国籍児童生徒等が支障なく学校生活を送り、授業を理解する上で必要な日本語能力を身に付けられるよう、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うことが重要です。そこで、日本語の習得状況や生活への適応能力に配慮した指導を行うなど、日本語指導の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小中学校に対し、通訳や日本語指導講師を学校からの要請に応じて派遣する回数を増加させる。	令和7年度～
外国籍児童生徒と日常的なコミュニケーションを適切にとれるよう翻訳機を増設する。	令和7年度～

3. 世界につながる市川版英語教育

将来像

～市川ターゲット70～

○7割以上の子どもが中学校卒業時まで英検3級レベルの英語力を取得

【再掲】小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設

多様な子ども達の主体的・対話的で深い学びを確かなものとするためには、情報活用能力と探究の連携した取り組みや総合を中核として、言語能力を育成する取り組みを小学校と中学校が連携して進めることが重要です。そこで、相乗的な資質・能力の育成を図るため、複数の関連性のある教科を一体的に行う小中一貫した教科を新設します。

【具体的な取り組み】

取組内容			取組期間
総合、国語、英語を一体的に行う教科「(仮称)言語探究科」を新設することで、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びを実装する。 (令和8年度から試行実施、令和9年度から教育課程特例校制度を活用し本格実施を目指す。)			令和8年度～
対象	統合教科	新教科	
小1・小2	国語・英語	(仮称)言語探究科	
小3～小6	総合・国語・英語		
中1～中3	総合・国語・英語		

小中一貫した英語活動・英語教育カリキュラムの策定

小学1年生～中学3年生の9年間を通して実践的な英語コミュニケーションを養うためには、小中一貫したカリキュラムの作成が重要です。そこで、小中一貫の英語活動・英語教育を行う、市川市独自のカリキュラムを策定します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学1年生～中学3年生の9年間を見通した児童生徒につけたい力を明確に提示するため、小中一貫した市川市版 CAN-DO リストを策定する。	令和8年度
小中一貫の英語活動・英語教育のモデル校として「教育課程柔軟化サキドリ研究校」の指定を目指し、「調整授業時数制度」の円滑な導入を進める。	令和8年度～

オリジナルテキストの検討・作成

市川市独自のカリキュラムによる英語活動・英語教育の実施には、授業を効果的に進める素材が必要です。そこで、児童生徒が体系的に知識を習得し、理解を深められるオリジナルテキストを作成します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学1・2年生については、新たに実施する英語の授業内容に応じた教材を作成する。	令和8年度
小学3年生～中学3年生については、授業内容に応じ、ICTを基本とした教材の必要性を検討する。	令和8年度～

就学前から小学校における生きた英語に触れる機会の提供

グローバル化の進展の中で子どもの将来の可能性を広げるためには、国際共通語である英語力の向上が重要です。そこで、コミュニケーションの素地となる資質・能力を育成するため、「聞くこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」を中心とした言語活動を通じた小学校段階から生きた英語の音声に慣れ親しむ場を提供します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学校全校に ALT を 1 名配置する。	令和 8 年度～
義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校から優先的に、小学校の英語専科教員の配置を充実させる。	令和 8 年度～
小学 1・2 年生について、新たに月 1 回程度、「聞く」「話す」を中心とした英語に慣れ親しむ授業を開始する。	令和 8 年度～
小学 3～6 年生の授業には、ALT が週 1 回程度参加する。	令和 8 年度～
小学校全校において、年 1 回、多数の ALT が参加する「全校英語 DAY」を実施する。	令和 8 年度～
こどもとしゃかんにおける英語図書の読み聞かせを実施する。	令和 8 年度～

中学校における英語教育の充実

中学校において、小学校での学びを更に深化させるためには、生きた英語に触れる機会を拡充させることが重要です。そこで、豊富なコミュニケーション活動を取り入れた授業を行い、「聞くこと」・「読むこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」・「書くこと」の言語活動を通して実践的な英語コミュニケーションを図る資質・能力の育成をします。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
週 1 回の ALT 参加授業を週 1.5 回程度とするとともに、ALT が参加した際の授業の実施方法を教育委員会から各学校に提示する。	令和 8 年度～
中学校全校において、年 1 回「全校英語 DAY」を実施する。	令和 8 年度～

中学生に英語外部検定試験の受検を支援

英語の学力向上につながる指導を行うためには、学校と教育委員会が生徒の英語能力を正確に把握するとともに、生徒の英語学習のモチベーションを維持・向上させる取り組みが重要です。そこで、外部検定試験の受検料を補助することで、受検を促します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
中学3年生に対し、年に1度外部検定試験（英検、G-TEC など）の受検料を補助（英検3級受検料相当）する。	令和9年度～

英語の発表機会の充実

グローバル人材を育成するためには、英語力を高めるとともに、自己表現力やプレゼンテーションスキルを高める必要があります。そこで、英語の発表機会の充実を図り、学んだ知識や経験をアウトプットする場面を設けます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学6年生を対象に英語のスピーチコンテストを実施する。	令和9年度～
中学生を対象に英語のプレゼン大会を実施する。	令和9年度～

4. 乳幼児期からはじまる読書環境の充実

将来像

～市川リーディング100～
○すべての子どもが1か月に1冊以上の読書習慣を
取得（不読率0%）

【再掲】小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設

多様な子ども達の主体的・対話的で深い学びを確かなものとするためには、情報活用能力と探究の連携した取り組みや総合を中核として、言語能力を育成する取り組みを小学校と中学校が連携して進めることが重要です。そこで、相乗的な資質・能力の育成を図るため、複数の関連性のある教科を一体的に行う小中一貫した教科を新設します。

【具体的な取り組み】

取組内容			取組期間
総合、国語、英語を一体的に行う教科「(仮称)言語探究科」を新設することで、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びを実装する。 （令和8年度から試行実施、令和9年度から教育課程特例校制度を活用し本格実施を目指す。）			令和8年度～
対象	統合教科	新教科	
小1・小2	国語・英語	(仮称)言語探究科	
小3～小6	総合・国語・英語		
中1～中3	総合・国語・英語		

図書館運営と機能の充実

子どもの読書活動推進の役割を担う図書館がすべての子どもたちに読書機会を提供するためには、将来の図書館のあり方を整理した上で、図書館運営と機能の充実を図ることが重要です。そこで、将来求められる図書館を見据え図書のデジタル化の推進やアクセシブルな書籍・電子書籍の整備・提供等に取り組みます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
デジタル化された書籍などの資料を利用できる電子図書館を導入する。	令和8年度～
点字図書や音訳図書を導入するなど、読書バリアフリーを推進する。	令和7年度～
北部地域を中心に巡回する自動車図書館（軽自動車）を増便する。	令和7年度～
図書館運営協議会を立ち上げ、最適な図書館運営のあり方等を検討する。	令和9年度

乳幼児期の読書活動の推進

乳幼児期に読書の楽しさを実感し、読書の習慣をつけることは子どもの知的・情緒的・精神的発達のうちで重要です。そこで、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を幼稚園・保育所等で行うとともに、家庭に対して必要な支援を行います。また、絵本専門士や認定絵本土などが専門的な知見を活用した読み聞かせ等を実施します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
絵本専門士や認定絵本土などによる「読み聞かせ」や「プレゼン大会（ブックトーク）」を実施する。	令和8年度～
就園前家庭へ「司書おすすめ資料リーフレット」の配布などの支援を行う。	令和8年度～
幼児教育施設へ「出張おはなし会」の実施などの支援を行う。	令和8年度～
行徳図書館に「大型絵本」・「大型紙芝居」、自動車図書館に「大型絵本」を設置する。	令和7～8年度

図書館と学校を結ぶネットワークの強化

子どもたちが読書活動を推進するためには、図書館が持つ専門性を活かし、学校図書館へ様々な支援を行うことが重要です。そこで、図書館と学校図書館を結ぶネットワークシステムの更なる活用を促進します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
中央図書館の図書資料や情報を学校と共有するため、公共図書館と学校とを結ぶネットワークを活用する。	令和7年度～
中央図書館から、学校（公私立小中学校）へ配本サービス（学級文庫）を行う。	令和7年度～
「出張おはなし会」を周知・実施する。	令和7年度～
「リサイクルブック市」へ学校を招待する。	令和7年度～
学校図書館整備や読み聞かせの方法など、図書館司書が学校司書を支援する。	令和7年度～

新聞を活用した授業の推進

学習指導要領では新聞を授業の教材として活用することが位置づけられ、国においてその環境整備が推進されています。そこで、複数の新聞を比較検討し、自らの考えをまとめられる力を育成するため、学校に新聞を配備し授業での活用を促進します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学校に2紙以上、中学校に3紙以上（第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」）の新聞を配備し、授業での活用を促進する。	令和8年度～

5. 子どもの健康と安全・安心の確保

将来像

～市川ウェルビーイング1～

○「健康寿命日本一のまち」で健康な心と体を育成

学校給食・食育の充実

子どもの成長を社会全体で支える一つとして、子どもたちが安全で安心な給食を食べられる環境を整えることが重要です。そこで、給食の無償化を継続するとともに、食材の価格が高騰する中でも、栄養バランスや食育に配慮した質の高い給食を安定的に提供します。また、食への関心を高め、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、食育の全体計画に基づく、教科横断的な食育を推進します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
食材の価格高騰に対応し、給食の質と量を確保する。	令和7年度～
市内在住の国公立特別支援学校在籍の児童生徒（約200名）に対し、給食費に相当する額を補助する。	令和8年度～
食育の全体計画に沿って、教科横断的な食育を推進する。	令和7年度～
月に1回の「和食の日」を実施し、児童生徒の味覚を育てることを大切にするとともに、だしを味わうことや郷土料理を知ること等を通して、和食文化を学ぶ機会を設ける。	令和7年度～

学校防犯対策の充実

昨今の学校への不審者侵入事件の発生を踏まえ、学校における児童生徒等の安全を確保することが重要です。そこで、学校施設において、安全・安心な環境を確保するため、学校への侵入防止対策を講じます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学校、義務教育学校へ電子錠の導入を進め、未設置校34校の設置を完了する。（ただし、宮田小学校は建て替えの際に設置する。）	令和7～8年度
中学校へ防犯カメラの導入を進め、未設置校15校の設置を完了する。	令和9年度

部活動の地域展開

生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたり継続的に行うためには、学校だけでなく地域全体で活動を支えることが重要です。そこで、これまで学校単位で行われてきた学校部活動を地域全体で運営する仕組みを整えます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
地域展開に向けたロードマップ（年度毎の作業内容、在り方、大会の実施方法等）を策定する。	令和7年度
試行エリアを全市とし、35の運動部活動に拡大する。	令和7年度～
文化部活動（合唱部）も実証開始する。	令和8年度～
ロードマップに沿って運動部活動及び文化部活動の休日の地域展開を実施する。	令和7年度～

放課後活動の充実・朝の居場所の確保

放課後などにも子どもに豊かな時間と安全・安心な居場所を提供するためには、子どもが小学校の敷地内で支障なく過ごすことができる環境を整えることが重要です。そこで、家庭の状況を問わず、すべての子どもが放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境を整えるとともに、小1プロブレム解消のため、朝の時間帯の居場所をつくります。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
家庭環境を問わず、放課後活動の充実を図るため、校内交流型及び連携型での放課後保育クラブと放課後こども教室の連携を促進する。	令和7年度～
放課後保育クラブと放課後こども教室を一体的に実施するモデル校を設置する。	令和9年度～
放課後保育クラブについて、長期継続契約が切れる令和9年度以降の委託先のあり方（日本版DBS対応を含む）を検討し、方向性を決める。	令和7～8年度
小学校の始業前に、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所をつくる。	令和8年度～

市川市少年自然の家における自然体験活動の充実

自己肯定感や協調性を向上させるためには、新型コロナウイルスの影響などにより減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動等）の機会を充実させることが重要です。そこで、自然体験活動の拠点である市川市少年自然の家を活用した、自然体験活動を児童生徒等に提供します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
市川市少年自然の家の今後のあり方を整理・検討し、方向性を示す。	令和7～9年度
市川市少年自然の家に教員出身者を配置する。	令和8年度～
教員を対象とした宿泊体験研修を市川市少年自然の家にて実施する。	令和7年度～
小学5年生を対象とした宿泊体験モデルプランを作成し、希望校の受入れを進める。	令和8年度～